

社会福祉法人 愛護福祉会 定款施行細則

社会福祉法人 愛護福祉会 定款施行細則

第1章 総則

目的

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人愛護福祉会（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員

（評議員の改選時期）

第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。（評議員の選任候補者の提案するときの事前確認資料）

第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定しているものから次の資料を徹さなければならない。

- （1）履歴書
- （2）その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係に該当しないことを認めるために必要な資料

（就任承諾の提出等）

第4条 評議員選任・解任委員会で評議員として選任され、委嘱状を交付された評議員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事あてに提出しなければならない。

- 2 就任承諾書が提出された場合は、前条第1項の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 3 前条第1項の資料を徹した者のうち、評議員に選任されない者があった場合には、前条第1項の資料を当該者に返却しなければならない。

（中途辞任）

第5条 評議員は、やむを得ない事由により人気の途中で解任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出さなければならない。

（評議員の解任の提案をしようとするときの手続き）

第6条 評議員選任・解任委員会で評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日に出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を掲載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第7条 評議員の欠員が生じた場合又は存在する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第8条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第3章 評議員会

(報告事項)

第9条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 監査官庁が実施した検査又は調査の結果
(改善指示がある場合は、その改善状況)
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第10条 評議員の招集は、次の招集事項を記載した書面みより招集日の1週間前までに通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項(議題)
 - (3) 議案の概要
 - (4) 定時評議員会の招集にあたっては、計算書類(貸借対照及び収支計算書)及び事業報告並びに監査報告
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の運営)

第11条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任するものとする。

- 2 評議員会の決議(特別決議を除く。)は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
- 3 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の主席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第12条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の開催年月日及び時間
- (2) 階差場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 評議員数
- (5) 定足数に関する規定(定款第13条)

- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録署名人2名の選出
- (8) 議案
- (9) 議案に関する発言内容
- (10) 議案に関する表決結果
- (11) 社会福祉法施行規則第2条の15に規定する監事の意見書
- (12) 議事録を作成した者の氏名
- (13) 議長及び議事録署名人の記名押印、その年月日
- (14) 議長及び利害関係を有する評議員の氏名

- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記載させることができる。
- 3 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。
- 4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、議事員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第13条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議委員会終了後14日以内に送付するものとする。

第4章 役員

(役員の変更)

第14条 役員の変更は、存在する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

(役員選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第15条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徹さなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) その他役員欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

(就任承諾書の提出書)

第16条 評議員会で役員として選任され委嘱状を交付された者は、任期開始日前までに就任承諾書を提出しなければならない。

- 2 就任承諾書が提出された場合は、全条第1項の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 3 前条第1項の資料を徹した者のうち、役員に選任されない者があった場合には、前条第1項の資料を当該者に返却しなければならない。

(中途退任)

第17条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出さなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員解任の提案をしようとするときの手続)

第19条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3 聴聞の主催者は、聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第20条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、速やかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第21条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第22条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

(1) 事業計画、予算

(2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄

(3) 事業報告、決算

(4) 定款の変更

(5) 社会福祉施設の許認可関係

(6) 施設長の任免その他重要な人事

(7) 基本財産の取得・処分、担保提供等

(8) 金銭の借入

(9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更

(10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約

(11) 寄附金の募集に関する事項

(12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定

- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 建設工事請負や物品納入等の契約事務（「予定額が1件250万円を超える工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件160万円を超える食衣料品・物品等の買入りに係る契約事務」及び「予定価格が1件100万円を超える前期以外の契約事務」）、その他重要な契約事務
- (15) 建設工事請負や物品納入等の契約締結（「契約額が1件250万円を超える工事又は製造の請負契約事務」、「予定額が1件160万円を超える食料品・物品等の買入りに係る契約締結」及び「契約額が1件100万円を超える前期以外の契約締結」）、その他重要な契約締結
- (16) その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る）の処分
- (17) その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に堪えないと認められる取得価値が1件500万円以上のものの処分
- (18) 社会福祉充実計画の策定
- (19) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任も提案
- (20) その他、法人の業務に関する重要事項

（報告事項）

第23条 理事会への報告すべき法人の業務は次のとおりにする。

- 1 法人定款第24条の規定により理事長が専決した事項
 - 2 監事の監査結果
 - 3 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合はその改善状況）
- （3） その他役員から報告を求められた事項

（理事会定例会・臨時会）

第24条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 月理事会
 - ア 前年度の予算報告及び事業実績報告
 - イ その他、第2条第3条及び第4条に規定する事項
- (2) 月理事会
 - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
 - イ 翌年度の予算及び事業計画
 - ウ その他、第2条第3条及び第4条に規定する事項
- 3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第25条の規定に基づき理事会の開催請求があったときに、理事会が招集する。

（理事会の招集）

第25条 理事会は、理事会を開催するときは、書面を持って招集日の7日前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

1 理事会の日時及び場所

2 議題

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第26条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任するものとする。

2 理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

3 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させる。

(議事録)

第27条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

1 理事会の日時及び場所

2 社会福祉施行規則第2条の17条3項第2号に定める方法で招集したときは、その旨

3 議長の経緯の要領及びその結果

4 特別の利害関係を有する理事の氏名

5 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見または発言も内容

6 出席した理事及び監事の氏名

7 議長の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議長の経過及び結果を記録させることができる。

3、作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。

4 作成した議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(欠席理事への報告)

第28条 理事会は、理事会に欠席した理事及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第6章 監事

(監査の実施)

第29条 法人定款第32条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、全2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものと

する。

- 4 監査終了後速やかに理事会へ報告する。(毎年6月末まで決算評議員会の14日前までに)

(監査報告の内容)

第30条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報(会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象)
- (5) 事業報告及びその所属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかの意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 法人の業務の適正を確保するために必要な体制の設備(内部管理体制の設備がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- (9) 監査報告を作成した日

(監査報告書)

第31条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会及び評議員会で報告するものとする。

(備え置き)

第32条 第31条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第33条 定款第24条の規定により理事長及び施設長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

(専決の報告)

第34条 第33条の規定のほか、施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文章又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更後)

第35条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この定款施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

別紙1

- 1 理事長専決事項
「施設長の任命その他重要な人事」を除く職員（臨時職員を除く。）の任命に関すること。
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、
その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響がある
ものを除く）
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約事務に関すること（「予定価格が1件100万円を
超え250万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件100万円を
超え160万円以下の食料品・物品等の買入に係る契約事務」）
- 6 建設工事請負や物品納入等の契約締結に関すること。（「契約額が1件100万円を超
え250万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額1件100万円を超え
160万円以下の食料品・物品等の買入に係る契約締結」）
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会にお
いて選任するほかの理事が専決すること。
- 7 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること。ただし、軽
微なものに限る。
- 8 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1
件160万円以下のもの。
- 9 その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損害そ

他の理由により不要となった物品又は修理を加えて使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のもの処分に関する事。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任するほかの理事が専決すること。

10 予算上の予備の支出

11 入所者・利用者の日常の処遇に関する事

12 入所者の預かり金の日常の管理に関する事

13 寄附金の受け入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）

14 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事

15 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事

16 施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等及び認定及び支給額の決定に関する事

17 職員の昇給・昇格に関する事

18 各種証明書の交付に関する事

19 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽微な事項は除く。）

II 施設長専決事項

1 所属職員の旅行命令及び復命に関する事

2 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事

3 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事

4 臨時職員の任免に関する事

5 所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関する事

6 人件費及び構成経費に関する予算の執行並びに予算計上されている予定額が1件100万円

以下の契約事務に関すること

- 7 予算計上されている契約額が1件100万円以下の契約締結に関すること
- 8 収入（寄附金を除く。）事務に関すること
- 9 各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項に限る）
- 10 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項に限る）
- 11 その他定例又は軽微な事項

この定款に基づき、役員を選任を行うものとする

理事長 大城 キク子

理 事 仲里 梅子

理 事 崎原 ふみ子

理 事 大城 澄子

理 事 呉屋 善孝

理 事 新垣 津也子

理 事 玉城 誠恒

理 事 中村 昌則

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の許可の日（平成11年6月3日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の許可の日（平成15年7月18日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の許可の日（平成18年2月28日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の許可の日（平成20年8月27日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の許可の日（平成22年6月8日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の許可の日（平成25年7月10日）から施行する。

この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の許可の日
(平成26年7月3日)から施行する。

この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の許可の日
(平成27年6月16日)から施行する。

この定款の改正は、平成29年4月1日から施行する。

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から
平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

この定款の改正は、令和元年6月24日から施行する。